卸売市場法及び食品流 通構造改善促進法の一部を改正する法律案要綱

第一 卸売市場法の一部改正

一目的

この 法律 は、 卸売 市場が食品等 の流通にお いて生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果

たしていることに鑑み、 卸売市場に関し、 農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、

農林水産大臣及び 都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、 その適正か つ健全な

運営を確保することにより、 生鮮食料品等 \mathcal{O} 取 引 0 適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、 もって

国民生活の安定に資することを目的とすること。

(第一条関係)

二定義

 $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 開設者」とは、 卸売市場を開設する者をいうものとすること。

卸 売業者」とは、 卸売市場に出荷される生鮮食料 品等について、 その出荷者から卸売のための販

売の委託を受け、 又は買い受けて、 当該卸売市場にお ١ ر て卸売をする業務を行う者をいうものとする

こと。

 $(\underline{\underline{-}})$ 「仲卸業者」とは、 卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において

販売する者をいうものとすること。

(第二条関係)

三 卸売市場に関する基本方針

農林水産大臣は、 次に掲げる事項を定めた卸売市場に関する基本方針 (四の一の①において 「基本方

針」という。)を定めるものとすること。

□ 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

□ 卸売市場の施設に関する基本的な事項

三 その他卸売市場に関する重要事項

(第三条関係)

四 中央卸売市場の認定制度

→ 中央卸売市場の認定

卸売市 場 (その 施設 の規模が一定規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当す

るも のに限る。)であって、 次に掲げる要件に適合しているものは、 農林水産大臣の認定を受けて、

中央卸売市場と称することができるものとすること。

1 申請書及び卸売市場の業務に関する規程 (以下「業務規程」 という。) の内容が、 基本方針に照

らし適切であること。

② 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

業務規程に定められている卸売市場の業務の方法が、

次に掲げる事項を内容とするものであるこ

3

イ 開設者は、 卸売市場において売買取引を行う者 (以下「取引参加者」という。) に対して、不

当に差別的な取扱いをしないこと。

口 開設者以 は 卸売 の数量及び価格その他 の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、 業務規程に定められている取引参加者が遵守すべき事項 (以下「遵守事項」という。

を取引参加者に遵守させるため、指導及び助言、 報告及び検査、 是正の求めその他の措置をと

ることができること。

4 業務規程に卸売市場の業務の方法として次に掲げる方法が定められているとともに、 当該方法が

公表されていること。

- イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとの売買取引の方法
- ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における決済の方法
- (5) 業務規程に定められている遵守事項が、 次に掲げる事項に関 それぞれ次に定める事項を内容

とするものであること。

- 1 売買取引の原則 取引参加者は、 公正かつ効率的に売買取引を行うこと。

いこと

口

差別的取扱いの禁止

卸売業者は、

出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしな

- ハ 売買取引の 方法 卸売業者は、 ④のイの方法として定められた方法により、 卸売をすること。
- = 売買取引の条件 (T) 公表 卸売業者は、 売買取引の条件を公表すること。
- ホ 受託拒否の禁止 卸売業者は、 卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、 正当な理
- 由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
- 決済 卸売業者は、 いの確保 事業報告書を作成し、 取引参加者 は、 4 1 口 開設者に提出するとともに、 の方法として定められた方法により、 閲覧の申出があった場合には 決済を行うとともに

正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。

1 売買取引の結果等の公表 卸売業者は、 売買取 引の結果その他の公正な生鮮食料品等の取引の

指標となるべき事項を公表すること。

⑤のイからトまでに定める事項以外の遵守事項が定められている場合には、

次の要件に適合する

ものであること。

6

イ 当該遵守事項が⑤のイからトまでに定める事項の内容に反するものでないこと。

口 当該 遵守 事項が 取引参加者の意見を聴いて定められていること。

当該 遵守 事項及び当該遵守事項が定められ た 理 由が公表されていること。

7 開設者が、 取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

8 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

9 ①から⑧までに掲げるもののほ か、 卸売市場の適正か つ健全な運営に必要なものとして農林水産

省令で定める要件に適合するものであること。

(第四条第一項から第五項まで関係)

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

公示

農林水産大臣は、 一の認定をしたときは、 当該認定を受けた卸売市場 (以下「中央卸売市場」とい

う。)の名称等を公示するものとすること。

(第四条第六項関係)

三 名称制限

┤の認定を受けた卸売市場でないものは、 中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはなら

ないものとすること。

(第四条第七項関係)

四 変更の認定等

中央卸 売市場の の変更の認定、 休止及び廃止の届出並びに認定の失効について規定すること。

(第六条から第八条まで関係)

指導及び助言

(<u>F</u>f.)

農林水産大臣は、 中央卸売市場の開設者に対し、 必要な指導及び助言を行うものとすること。

(第九条関係)

六 措置命令

農林水産大臣は、 中央卸売市場の開設者に対し、 必要な措置をとるべき旨を命ずることができるも

のとすること。

(第十条関係)

出 認定の取消し

農林水産大臣は、 中央卸売市場が一の①から⑨までに掲げる要件を欠くに至ったとき等は、 (一) の認

定を取り消すことができるものとすること。

(第十一条関係)

川報告及び検査

1 中央卸売市場の開設者は、 毎年、 運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならないものとす

ること。

2 農林水産大臣は、 中央卸売市場の開設者に対し、 その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料

の提出を求め、 又は当該職員に、 中央卸売市場の開設者の業務を行う場所に立ち入り、 物件を検査

させることができるものとすること。

(第十二条関係)

地方卸売市場の認定制度

五.

□ 地方卸売市場の認定

卸売市場であって、 四の一の①から⑨までに掲げる要件 (⑤のホに係る部分を除く。) に適合して

**\ るものは、 都道府県知事の認定を受けて、 地方卸売市場と称することができるものとすること。

(第十三条第一項から第五項まで関係)

(二)公示

都道府県知事は、 一の認定をしたときは、 当該認定を受けた卸売市場(以下「地方卸売市場」とい

う。)の名称等を公示するものとすること。

(第十三条第六項関係)

三 名称制限

□の認定を受けた卸売市場でないものは、 地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはなら

ないものとすること。

(第十三条第七項関係

四準用

四の回から川までの規定を一の認定に準用すること。

(第十四条関係)

六 助成

 $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 玉 は、 中央卸売市場の開設者であって第二の五の口の①の認定を受けたものが当該認定に係る計画

(口において「認定計画」という。) に従って当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、 予算

の範囲内において、 当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができるものとする

ح کے

国及びは 都道府県は、 中央卸 売市場又は地方卸売市場 の開設者であって第二の五 認定を受

けたも 0 が 認定計 画に従って当該中央卸売市場又は地方. 卸売市場の施設 の整備を行う場合には、 資 金

 \mathcal{O} 融通 のあっせんその他の援助を行うように努めるものとすること。

(第十六条関係)

第二 食品流通構造改善促進法の一部改正

題名

題名を 「食品等 の流 通の合理化及び取引の適正化に関する法律」とすること。

二目的

この法律は、 食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑

み、 食品等の流通 の合理化を図るため、 農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計 画

 \mathcal{O} 認定、 その 実施 に必要な支援措置 一その 他 の措置を講ずるとともに、 食品 等の 取引の 適 正 花 を図 [るため

農林水産大臣による調査の実施その 他 の措置を講じ、 もって農林漁業及び食品流通業の成長 発 展並 び

(題名関係

に 般消費者の利益の増進に資することを目的とすること。

(第一条関係)

三 定義

 $\left(\begin{array}{c} \end{array} \right)$ 食品等」とは、 次に掲げる物 (医薬品、 医薬部外品、 化粧品及び再生医療等製品を除く。 をい

うものとすること。

1 飲食料品

花きその他農林水産省令で定める農林水産物 (①に掲げるものを除く。)

2

て、 農林 水産 省 令で定め るも

3

農林水産物を原料又は材料として製造し、

又は加工したもの

(①に掲げるものを除く。)

であっ

<u>(____)</u> 「食品等の流 通 とは、 食品等 の輸送、 保管、 販売その他の 取 扱い の過程をいうものとすること。

 $(\underline{\underline{-}})$ 「食品等の流通 の合理化」とは、 食品等の流通の経費を削減するために行う食品等の流 通 の効率化

その他 の措置又は 食品等の価 値を高め、 若しくは新たな需要を開拓するために行う食品等の流 通 に お

ける品質管理若 しくは衛生管理 0 高度化その他 の措置をいうものとすること。

<u>(III)</u> 食品等の 取引の適正化」 とは、 食品等の 取引が適正に行われるようにするために行う食品等の取

引条件の改善その他の措置をいうものとすること。

(第二条関係)

四 留意事項

 $\left(- \right)$ 食品 等 Ò 流通 の合理化のための施策を講ずるに当たっては、 次に掲げる事項に留意しなければ なら

ないものとすること。

1 食品等の流通に関する事業を行う者(以下「食品等流通事業者」という。)が、多様化する需要

に即して、 創意工夫を発揮して事業活動を積極的に行うことができるようにすること。

2 食品等流通事業者の行う事業活動 が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利 益 一の増進 に寄与する

ものとなるようにすること。

<u>(____)</u> 食品等 Ò 取引 の適正 化のための施策を講ずるに当たっては、 次に掲げる事項に留意しなければなら

ないものとすること。

1 食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、その取 引の当事者間の 取引

上の地位 .に格差が生ずる場合があるため、その取引の適正 化を図る必 要性 がが 高 いこと。

2 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、 農林漁業者及び一 般消費者の利益に資す

るものとなるようにすること。

(第三条関係)

五 食品等 \mathcal{O} 流 通の 合 理化 \mathcal{O} ための 措置

 $\left(- \right)$ 食品 等 \dot{O} 流 通 \mathcal{O} 合 理 化 に 関 す ^る基-本 方針

農林· 水 産大臣 は、 次に掲げる事 項を定めた食品等の流 通の 合理化に関する基本方針

7 基本方針」という。) を定めるものとすること。

る者が講ずべ き次に掲げる措置 に関する事 項 1

食品等の流

通

0

合理化を図る事業

(以下「食品等流通合理化事業」

という。)

を実施しようとす

(二の③におい

イ 食品 **等** \mathcal{O} 流 通 0) 効率 化 に . 関 する 措 置

口 食品: 等の 流 通 に お ける品質管理 及び衛生管 理の高宮 度化に関する措置

ハ 食品等の流 通に おける情報通信技術その 他の 技術 の利 用 に関する措置

二 食品等に係る国内外の 需要 0) 対応に関する措 置

ホ イか らニまでに掲げるも \bigcirc \mathcal{O} ほ か、 食品 等 \mathcal{O} 流 通 \mathcal{O} 合 理化のために必要な措置

2 ①に掲げるもの 0) ほ か、 食品 等の流通 の合理が 化に関 し 必要な事 項

(第四 条関係

食品等流通合理化計画

1 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、 食品等流通合理化事業に関する計画 (以下「食

品等流 通合理 化計画」 という。) を作成し、 農林水 産大臣 の認定を受けることができるものとする

2 食品等流通合理化計画には、 食品等流通合理化事業の目標等を記載するものとすること。

農林水産大臣は、 ①の認定 の申請があった場合において、 当該食品等流通合理化計画が基本方針

3

に照ら L 適切なものであること等に適合すると認めるときは、 その認定をするものとすること。

4 農林 水産大臣 は、 ①の認定の申 請があったときは、 遅滞なく、 その内容を当該申 請に係る食品

流通合理化計 画の対象となる事業を所管する大臣に通知し、 当該大臣は、 必要があると認めるとき

は、 農林水産大臣に対して意見を述べることができるものとすること。

(第五条関係)

$(\underline{\underline{-}})$ 支援措置

1 株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付 !け等

イ 株式 会社日本政策金融 公庫 (ロにおいて「公庫」 という。) は、 口の①の認定に係る食品 等流

通合理化計画 (ロにおいて「認定計画」という。) に従って食品等流通合理化事業を実施するた

めに必要な資 金の貸付けを行うことができるものとすること。

(第七条関係)

口 公庫 は、 認定 計 画 に従 って 海外にお 1 て食品等流 通合理化事業を実施するために必要な 資 金

借入れに係る債務保証を行うことができるものとすること。

(第八条関係)

② 株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等

株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、 口の①の認定を受けた者に対する出資等を行うことが

できるものとすること。

(第九条から第十二条まで関係)

③ 食品等流通合理化促進機構による債務保証等

食品 流 通構 造 改善促進 機構 \mathcal{O} 名称を食品等 流 通合理化促進機構に変更し、 食品等流通合理化事業

に係る債務保証等を行うことができるものとすること。

(第十六条から第二十六条まで関係

一定四等范围周至

六

食品等

 \dot{O}

取

引の

適

正

化

のための措置

一 食品等流通調査

1 農林 水産大臣 は、 食品等の取引の適正化のため、 食品等の流通に関する調査 (以 下 「食品等流通

調査」という。)を行うものとすること。

2 中央卸売市場又は地方卸売市場を開設する者は、 食品等流通調査に対して協力するため、 その保

有する食品等 \mathcal{O} 流通に関 する情報を提供するよう努めるものとすること。

3 農林水産大臣は、 食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、 関係行政機関及び食品

必要な協力を求めることができるものとするとともに、

当該協力を求められ

た関係行政機関及び食品等流通事業者は、 その求めに応ずるよう努めるものとすること。 等流通事業者に対し、

(第二十七条関係)

□ 食品等流通調査に基づく措置

農林・ 水産大臣 は、 食品等流通 調 査の結果に基づき、 食品等流通事業者に対する指導及び助言、 食品

等の流 通 に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとすること。 (第二十八条関係)

三 公正取引委員会への通知

農林· 水産大臣 は 食品等の取引に関 Ļ 不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは

公正 取引委員会に対し、 その事実を通知するものとすること。

(第二十九条関係)

第三 附則

施行期日

この法律は、 公 布 O日から起算して六月を超えない 範囲内 に お いて政令で定める日 カ ら施行するもの

ただし、第一及び第二の六の一の②については、 公布の日から起算して二年を超えない範

囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 経過措置等

この法律 \mathcal{O} 施行 前におい ても、 第 0) 兀 の一の中央卸売市場 の認定又は第一の五 の一の地方 卸 売市 · 場

0) 認定を受けることができること及び一定の場合にこれらの申 請 に当たって記載事 項を省略することが

できるものとするとともに、 所要の経過措置を整備するほ か、 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第十条まで及び第十二条から第三十二条まで関係)

三 検討

政 分府は、 この法律の施行後五年を目途として、 食品等の生産、 流通及び消費の動向 及び実態を踏まえ

農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者 の利益の増進に資する食品等の流通構 造 の実現

の観点から、 改正後の卸売市場法及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の規定につ

いてそれぞれ検討を加え、 その結果に基づいて必要な見直しを行うものとすること。

(附則第十一条関係)